

令和3年第1回宇治田原町議会定例会

目 次

○第5日（令和3年3月29日）

議事日程（第5号）	117
日程第1 決議第1号	今西利行議員に猛省を求める決議（案）について…… 121
日程第2 議案第14号	人権擁護委員候補者の推薦について…… 123
日程第3 議案第23号	宇治田原町手数料徴収条例の一部を改正する条例を制定するについて…… 124
日程第4 議案第24号	指定管理者の指定について（宇治田原町奥山田ふれあい交流館）…… 124
日程第5 議案第27号	指定管理者の指定について（銘城台自然公園）…… 124
日程第6 議案第28号	指定管理者の指定について（銘城台児童公園）…… 124
日程第7 議案第29号	指定管理者の指定について（緑苑坂てんじんやま公園）…… 124
日程第8 議案第30号	指定管理者の指定について（緑苑坂にし公園）…… 124
日程第9 議案第31号	指定管理者の指定について（緑苑坂なか公園）…… 124
日程第10 議案第32号	指定管理者の指定について（宇治田原町林業センター）…… 124
日程第11 議案第33号	指定管理者の指定について（森林総合利用施設（末山及びくつわ池自然公園））…… 124
日程第12 議案第34号	指定管理者の指定について（宇治田原町商工センター）…… 124
日程第13 議案第35号	指定管理者の指定について（宇治田原町お茶の京都交流拠点施設）…… 124
日程第14 議案第17号	宇治田原町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについて…… 126
日程第15 議案第18号	宇治田原町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについて…… 126
日程第16 議案第19号	宇治田原町指定地域密着型介護予防サービスの事業の

		人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについて……………	126
日程第17	議案第20号	宇治田原町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについて……………	126
日程第18	議案第22号	宇治田原町国民健康保険条例の一部を改正する条例を制定するについて……………	126
日程第19	議案第25号	指定管理者の指定について（宇治田原町老人福祉センターやすらぎ荘）……………	126
日程第20	議案第26号	指定管理者の指定について（宇治田原町ふれあい福祉センター）……………	126
日程第21	議案第8号	令和3年度宇治田原町一般会計予算……………	130
日程第22	議案第9号	令和3年度宇治田原町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算……………	130
日程第23	議案第10号	令和3年度宇治田原町後期高齢者医療特別会計予算…	130
日程第24	議案第11号	令和3年度宇治田原町介護保険特別会計予算……………	130
日程第25	議案第12号	令和3年度宇治田原町水道事業会計予算……………	130
日程第26	議案第13号	令和3年度宇治田原町下水道事業会計予算……………	130
日程第27	議案第15号	宇治田原町敬老祝金支給条例の一部を改正する条例を制定するについて……………	130
日程第28	議案第16号	宇治田原町介護保険条例の一部を改正する条例を制定するについて……………	130
日程第29	議案第21号	宇治田原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定するについて……………	130
日程第30	発委第1号	宇治田原町議会会議規則の一部を改正する規則を制定するについて……………	141
日程第31		閉会中の継続調査の申し出について……………	142

令和3年第1回宇治田原町議会定例会

議事日程(第5号)

令和3年3月29日

午前10時02分開議

- 日程第1 決議第1号 今西利行議員に猛省を求める決議(案)について
- 日程第2 議案第14号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第3 議案第23号 宇治田原町手数料徴収条例の一部を改正する条例を制定するについて
- 日程第4 議案第24号 指定管理者の指定について(宇治田原町奥山田ふれあい交流館)
- 日程第5 議案第27号 指定管理者の指定について(銘城台自然公園)
- 日程第6 議案第28号 指定管理者の指定について(銘城台児童公園)
- 日程第7 議案第29号 指定管理者の指定について(緑苑坂てんじんやま公園)
- 日程第8 議案第30号 指定管理者の指定について(緑苑坂にし公園)
- 日程第9 議案第31号 指定管理者の指定について(緑苑坂なか公園)
- 日程第10 議案第32号 指定管理者の指定について(宇治田原町林業センター)
- 日程第11 議案第33号 指定管理者の指定について(森林総合利用施設(末山及びくつわ池自然公園))
- 日程第12 議案第34号 指定管理者の指定について(宇治田原町商工センター)
- 日程第13 議案第35号 指定管理者の指定について(宇治田原町お茶の京都交流拠点施設)
- 日程第14 議案第17号 宇治田原町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについて
- 日程第15 議案第18号 宇治田原町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについて
- 日程第16 議案第19号 宇治田原町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについて

- 日程第17 議案第20号 宇治田原町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについて
- 日程第18 議案第22号 宇治田原町国民健康保険条例の一部を改正する条例を制定するについて
- 日程第19 議案第25号 指定管理者の指定について（宇治田原町老人福祉センターやすらぎ荘）
- 日程第20 議案第26号 指定管理者の指定について（宇治田原町ふれあい福祉センター）
- 日程第21 議案第8号 令和3年度宇治田原町一般会計予算
- 日程第22 議案第9号 令和3年度宇治田原町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算
- 日程第23 議案第10号 令和3年度宇治田原町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第24 議案第11号 令和3年度宇治田原町介護保険特別会計予算
- 日程第25 議案第12号 令和3年度宇治田原町水道事業会計予算
- 日程第26 議案第13号 令和3年度宇治田原町下水道事業会計予算
- 日程第27 議案第15号 宇治田原町敬老祝金支給条例の一部を改正する条例を制定するについて
- 日程第28 議案第16号 宇治田原町介護保険条例の一部を改正する条例を制定するについて
- 日程第29 議案第21号 宇治田原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定するについて
- 日程第30 発委第1号 宇治田原町議会会議規則の一部を改正する規則を制定するについて
- 日程第31 閉会中の継続調査の申し出について

1. 出席議員

議長	12番	谷口 整	議員
副議長	1番	浅田 晃弘	議員
	2番	原田 周一	議員

3番	宇佐美	まり	議員
4番	山本	精	議員
5番	山内	実貴子	議員
6番	上野	雅央	議員
7番	藤本	英樹	議員
8番	森山	高広	議員
9番	馬場	哉	議員
10番	榎木	憲法	議員
11番	今西	利行	議員

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

町	長	西谷	信夫	君
副町	長	山下	康之	君
教育	長	奥村	博巳	君
都市整備政策監		星野	欽也	君
総務担当理事		奥谷	明	君
健康福祉担当理事		黒川	剛	君
建設事業担当理事事務代理兼上下水道課長		垣内	清文	君
教育次長		野田	泰生	君
総務課長		青山	公紀	君
企画財政課長		村山	和弘	君
税住民課長		馬場	浩	君
福祉課長		廣島	照美	君
健康対策課長		立原	信子	君
子育て支援課長		清水	清	君
建設環境課長		谷出	智	君

まちづくり推進課長	
事務代理兼まちづくり	下 岡 浩 喜 君
推進課課長補佐	
産業観光課長	木 原 浩 一 君
会計管理者兼会計課長	長谷川 みどり 君
学校教育課長	岩 井 直 子 君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局 長	矢 野 里 志 君
庶務係 長	太 田 智 子 君

開 会 午前10時02分

○議長（谷口 整） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は12名であり、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎決議第1号の質疑、討論、採決

○議長（谷口 整） 日程第1、決議第1号、今西利行議員に猛省を求める決議（案）についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、今西利行議員の除斥退場を求めます。

（11番 今西利行議員 除斥退場）

○議長（谷口 整） 提出者より提案理由の説明を求めます。原田周一議員。

○2番（原田周一） 決議第1号、今西利行議員に猛省を求める決議（案）について、案文の朗読をもって提案理由の説明を行います。

決議第1号、今西利行議員に猛省を求める決議（案）。

令和3年3月24日、予算特別委員会総括審査において、今西利行議員の発言は、個別審査で答弁があった内容について意見を述べる機会はあるにもかかわらず、再度質問するとともに、事実確認が不十分な発言を行った上、度重なる撤回要求にも応じず、会議を何度も中断させ、最後には発言を取り下げるなど、円滑な会議の運営に支障を来した行為は許しがたいことである。

議会は言論の府と言われるように、議員活動の基本は言論であって、問題は全て言論によって決定されることから、言論を尊重し、その自由を保障されているものの、同時に、議員は自己の発言には責任を持つことが求められているものである。

今回の予算特別委員会総括審査における今西利行議員の言動は、委員長議事整理提案に対しても無責任な発言を行うなど、議員としての責任と自覚に欠けるものであり、議会の品位と信頼を著しく失墜させ、町議会への不信を招くものである。

よって、今西利行議員が議員としての責務を改めて認識し、議会活動に対し真摯に取り組むとともに、その言動についても責任を持つよう、猛省することを強く求める。

以上、決議する。

令和3年3月29日。宇治田原町議会。

この決議（案）に対する議員各位のご理解とご賛同をよろしくお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（谷口 整） 提案理由の説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、これより本案の採決をいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） 暫時休憩をいたします。

休 憩 午前10時08分

再 開 午前10時33分

○議長（谷口 整） これより会議を再開いたします。

先ほど、討論の省略で異議ありと山本議員のほうから申し出がありましたけれども、本件につきましては、議会運営委員会メンバーである山本議員が先般の議会運営委員会でこの流れを確認をしたにもかかわらず、その後、諸般の事情、また、いろんな思いの中で反対討論をしたいという申し出でございます。ついては、議会運営委員会の中で、そのことの確認をしていただいた結果、議会運営委員の山本さんから確認した流れを変えるということについては、今後の議会運営上のこともありますので、特例中の特例で認めるという結論になりました。

それで、山本議員の討論を許します。山本議員。

○4番（山本 精） 皆さん、改めておはようございます。

ただいま議題となっております決議第1号、今西利行議員に猛省を求める決議（案）につきまして、反対の立場から討論を行います。

決議案にも書かれていますが、議会は言論の府と言われるように、議員活動の基本は言論であって、問題は全て言論によって決定されることから、言論を尊重し、その自由を保障されています。それは、まさにそのとおりであります。予算特別委員会での総括審査における今西議員の発言は、小中一貫教育について個別審査で答弁のあった内容が一般質問での教育次長の答弁と食い違っていたために、それを確認しようとしたものであり、当然のことと言えます。

また、くつわ池については、個別審査の中で埋め立てるということが明らかになった

ことから、宇治田原町の貴重な文化遺産であり、また観光資源としても重要な位置付けであることから、町の認識を質そうとしたものであり、何ら問題がなかったと考えます。

今西議員の発言は、議会活動に対し、真摯に取り組むからこそ行われたものです。にもかかわらず、議事進行がなされ、審議を中断させ、円滑な会議の運営に支障を来たしたのは今西議員の責任では全くありません。このような決議を可決させること自体、言論の府と言われる議会の自殺行為であり、議会の品位と信頼を著しく失墜させ、住民の不信を招くものです。

議員諸侯の良識ある判断を期待いたしまして、反対討論といたします。

○議長（谷口 整） これより決議第1号の採決を行います。

原案について賛成または反対ボタンを押してください。

押し忘れはございませんか。

押し忘れなしと認め、確定をいたします。

賛成多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

今西利行議員の入場を許します。

（11番 今西利行議員 入場）

○議長（谷口 整） ただいま議題となりました決議第1号については、原案のとおり可決されました。

今西議員より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

○11番（今西利行） このような決議がされ、残念に思います。今後、十分に気を付けていきたいと思えます。

◎議案第14号の質疑、討論、採決

○議長（谷口 整） 日程第2、議案第14号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

既に提案理由の説明が終わっておりますので、直ちに質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） 討論なしと認めます。

これより、議案第14号の採決をいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口 整) 異議なしと認めます。

これより議案第14号の採決をいたします。

原案について賛成または反対ボタンを押してください。

押し忘れございませんか。

押し忘れなしと認め、確定をいたします。

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり同意することに決定をいたしました。

◎議案第23号及び議案第24号並びに議案第27号～議案第35号の

委員長報告、質疑、討論、採決

○議長(谷口 整) 会議規則第37条により、日程第3から日程第13まで、議案第23号及び議案第24号並びに議案第27号から議案第35号までの11議案を一括議題といたします。

11議案につきましては、3月4日の会議で総務建設常任委員会に付託を行っておりますことから、総務建設常任委員会委員長の報告を求めます。総務建設常任委員会、藤本英樹委員長。

○総務建設常任委員会委員長(藤本英樹) それでは、総務建設常任委員会に付託されました11議案につきまして、順次、委員長報告を申し上げます。

はじめに、議案第23号、宇治田原町手数料徴収条例の一部を改正する条例を制定するについては、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

特に質疑はなかったところです。

次に、議案第24号、指定管理者の指定について(宇治田原町奥山田ふれあい交流館)、議案第27号、指定管理者の指定について(銘城台自然公園)、議案第28号、指定管理者の指定について(銘城台児童公園)、議案第29号、指定管理者の指定について(緑苑坂てんじんやま公園)、議案第30号、指定管理者の指定について(緑苑坂にし公園)、議案第31号、指定管理者の指定について(緑苑坂なか公園)、議案第32号、指定管理者の指定について(宇治田原町林業センター)、議案第33号、指定管理者の指定について(森林総合利用施設(末山及びくつわ池自然公園))、議案第34号、指定管理者の指定について(宇治田原町商工センター)、議案第35号、指定

管理者の指定について（宇治田原町お茶の京都交流拠点施設）の10議案については、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

主な質疑といたしましては、議案第29号、30号、31号、緑苑坂てんじんやま公園、にし公園、なか公園について、町と自治会の間で、施設修繕の費用負担区分は決まっているのかとの質疑があり、軽微なものについては指定管理料の中で負担していただき、大規模なものは町が直営で行っているとの答弁があったところです。

さらに、軽微なものとそれ以外のものについて一定の基準が必要であると考え、いかがかとの質疑があり、抜本的に直すものについては町が行うという考え方のもと、その都度自治会と協議を行い、一緒に管理していきたいとの答弁があったところです。

また、議案第33号、森林総合利用施設（末山及びくつわ池自然公園）について、1年間は非公募で来年から公募するとのことであるが、なぜこの議案のみ来年から公募とするのかとの質疑があり、郷之口生産森林組合の組合員さんの高齢化が進む中、組合より民間企業への委託について検討してほしいとの話があったことから、来年度1年間、地元と協議を行いたいと考えているとの答弁があったところです。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（谷口 整） ただいま報告のありました11議案について、一括して委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） 質疑なしと認めます。

日程第3、議案第23号、宇治田原町手数料徴収条例の一部を改正する条例を制定するについての討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） 討論なしと認めます。

これより、議案第23号の採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第23号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成または反対ボタンを押してください。

押し忘れはございませんか。

押し忘れなしと認め、確定をいたします。

賛成全員であります。よって、議案第23号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第4、議案第24号、指定管理者の指定について（宇治田原町奥山田ふれあい交

流館)、日程第5、議案第27号、指定管理者の指定について(銘城台自然公園)、日程第6、議案第28号、指定管理者の指定について(銘城台児童公園)、日程第7、議案第29号、指定管理者の指定について(緑苑坂てんじんやま公園)、日程第8、議案第30号、指定管理者の指定について(緑苑坂にし公園)、日程第9、議案第31号、指定管理者の指定について(緑苑坂なか公園)、日程第10、議案第32号、指定管理者の指定について(宇治田原町林業センター)、日程第11、議案第33号、指定管理者の指定について(森林総合利用施設(末山及びくつわ池自然公園))、日程第12、議案第34号、指定管理者の指定について(宇治田原町商工センター)、日程第13、議案第35号、指定管理者の指定について(宇治田原町お茶の京都交流拠点施設)の10議案の討論を一括して行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口 整) 討論なしと認めます。

これより、議案第24号、議案第27号から議案第35号までの指定管理者の指定についての10議案を一括して採決をいたします。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口 整) 異議なしと認めます。

議案第24号、議案第27号から議案第35号までの10議案に対する委員長の報告は可決であります。

10議案について、委員長の報告のとおり決定することに賛成または反対ボタンを押してください。

押し忘れはございませんか。

押し忘れなしと認め、確定をいたします。

賛成全員であります。よって、議案第24号、議案第27号から議案第35号までは委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第17号～議案第20号及び議案第22号及び議案第25号並び

に議案第26号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長(谷口 整) 会議規則第37条により、日程第14から日程第20まで、議案第17号から議案第20号まで、議案第22号及び議案第25号並びに議案第26号の7議案を一括議題といたします。

7議案につきましては、3月4日の会議で文教厚生常任委員会に付託を行っております。

すことから、文教厚生常任委員会委員長の報告を求めます。文教厚生常任委員会、山内実貴子委員長。

○文教厚生常任委員会委員長（山内実貴子） 皆さん、改めましておはようございます。

それでは、文教厚生常任委員会に付託されました7議案につきまして、順次、委員長報告を申し上げます。

はじめに、議案第17号、宇治田原町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについては、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

主な質疑といたしましては、介護職員の確保など、どこの事業所も厳しい中で、さらに様々な研修が必要になると考えられるが、どのように周知徹底されるのかとの質疑があり、地域ケア会議を2カ月に1回開催しており、その中で周知を図るとともに、京都府が4月から5月にかけて事業所への説明会を予定していることから、事業所に対しての支援もしていきたい。また、高齢者虐待防止に関する研修会の案内を京都府が事業所に送付していることから、参加いただければと考えているとの答弁があったところです。

次に、議案第18号、宇治田原町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについては、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

特に質疑はなかったところです。

次に、議案第19号、宇治田原町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについては、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

特に質疑はなかったところです。

次に、議案第20号、宇治田原町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについては、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

特に質疑はなかったところです。

次に、議案第22号、宇治田原町国民健康保険条例の一部を改正する条例を制定するについては、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

特に質疑はなかったところです。

次に、議案第25号、指定管理者の指定について（宇治田原町老人福祉センターやすらぎ荘）、議案第26号、指定管理者の指定について（宇治田原町ふれあい福祉センター）の2議案については、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

主な質疑といたしましては、議案第26号、宇治田原町ふれあい福祉センターについて、現在、ソフト面、ハード面においてシルバー人材センターに管理を委託しているが不備等は聞いているのかとの質疑があり、シルバー人材センターともいろいろと連携を取って委託しているが、現在のところ、不備というところでは聞いていないとの答弁があったところです。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（谷口 整） ただいま報告のありました7議案について、一括して委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） 質疑なしと認めます。

日程第14、議案第17号、宇治田原町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについての討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） 討論なしと認めます。

これより、議案第17号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第17号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成または反対ボタンを押してください。

押し忘れなしと認め、確定をいたします。

賛成全員であります。よって、議案第17号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第15、議案第18号、宇治田原町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについての討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） 討論なしと認めます。

これより、議案第18号の採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第18号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成または反対ボタンを押してください。

押し忘れはございませんか。

押し忘れなしと認め、確定をいたします。

賛成全員であります。よって、議案第18号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第16、議案第19号、宇治田原町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについての討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口 整) 討論なしと認めます。

これより、議案第19号の採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第19号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成または反対ボタンを押してください。

押し忘れはございませんか。

押し忘れなしと認め、確定をいたします。

賛成全員であります。よって、議案第19号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第17、議案第20号、宇治田原町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについての討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口 整) 討論なしと認めます。

これより、議案第20号の採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第20号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成または反対ボタンを押してください。

押し忘れございませんか。

押し忘れなしと認め、確定をいたします。

賛成全員であります。よって、議案第20号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第18、議案第22号、宇治田原町国民健康保険条例の一部を改正する条例を制定するについての討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） 討論なしと認めます。

これより、議案第22号の採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第22号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成または反対ボタンを押してください。

押し忘れございませんか。

押し忘れなしと認め、確定をいたします。

賛成全員であります。よって、議案第22号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第19、議案第25号、指定管理者の指定について（宇治田原町老人福祉センターやすらぎ荘）、日程第20、議案第26号、指定管理者の指定について（宇治田原町ふれあい福祉センター）の2議案の討論を一括して行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） 討論なしと認めます。

これより、議案第25号及び議案第26号、指定管理者の指定についての2議案を一括して採決をいたします。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） 異議なしと認めます。

議案第25号及び議案第26号の2議案に対する委員長の報告は可決であります。

2議案について、委員長の報告のとおり決定することに賛成または反対ボタンを押してください。

押し忘れございませんか。

押し忘れなしと認め、確定をいたします。

賛成全員であります。よって、議案第25号及び議案第26号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第8号～議案第13号及び議案第15号及び議案第16号並びに

議案第21号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（谷口 整） 会議規則第37条により、日程第21から日程第29まで、議案第8号から議案第13号まで、議案第15号及び議案第16号並びに議案第21号の9議案を一括して議題といたします。

9議案につきましても、3月4日の会議で予算特別委員会に付託を行っておりますことから、予算特別委員会委員長の報告を求めます。予算特別委員会、馬場哉委員長。

○予算特別委員会委員長（馬場 哉） それでは、予算特別委員会に付託されました14議案のうち9議案について、順次、委員長報告を申し上げます。

まず、総括質疑では、小中施設一体型について、計画を白紙に戻しからの議論を求める要望書は1,800筆を超えていることから、一体型のみではなく分離型も含め考えるべきであると考えがいかがかとの質疑があり、個別審査において答弁したとおりであるとの答弁があったところです。

末山・くつわ池自然公園について、安全対策として池を埋め立てる予定であるが、池の縮小は観光資源として位置付けている公園のイメージを著しく低下させることになると思えるがいかがかとの質疑があり、平成24年の京都府南部豪雨では、くつわ池の堤体が決壊し、その水が下流に一気に流れたことも記憶しているところであり、安全対策を優先に今後、公園のイメージを損なうことのないよう配慮しつつ、地元の郷之口生産森林組合と協議をしながら進めていくとの答弁があったところです。

総括質疑は以上でございます。

議案第8号、令和3年度宇治田原町一般会計予算については、審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

主な質疑といたしましては、総務関係では、デジタル防災行政無線整備事業費について、他自治体では過去に有効な補助金を利用して整備を行っているが、なぜこの時期なのかとの質疑があり、デジタル化の話は以前からあったものの、無線の使用に支障なく、今回、令和4年12月に一部が使用できなくなることから整備を行うものである。費用については起債を予定しており、この起債は償還の7割が交付税措置され、現時点で一番有利なものであるとの答弁があったところです。

また、経常経費の削減について、人件費が歳出総額の4分の1を占めており、これを少しでも減らすためには、現在の正職員を会計年度任用職員に振り替えることも一案ではあるが、人件費削減についての考えはいかがかとの質疑があり、当初予算では職員を1名減で予算計上しているとともに、会計年度任用職員には期末手当も支給できる制度

となっているため、正職員と会計年度任用職員、それぞれどういう業務を担うのか等、様々な観点から総定員プラス総人件費という考えで、職員の在り方を検証、採用等も含め対応していきたいとの答弁があったところです。

健康福祉関係では、新型コロナウイルス感染症予防対策事業費について、コールセンターの設置、土日の集団接種会場を予定している住民体育館への高齢者の交通手段はどのように考えているのかとの質疑があり、コールセンターは役場健康対策課内に専用電話を設置し、予約や相談を受ける予定とし、住民体育館への交通手段は、運転手の確保等の課題はあるが、バスの運行が可能かどうか検討しているとの答弁があったところです。

建設事業関係では、ため池管理事業費について、劣化状況評価を行う11池の中から、ハザードマップを作成するのはなぜ3池なのかとの質疑があり、ため池の下流に民家があり、流域が同じであることから3池を選定したとの答弁があったところです。

さらに、11池のハザードマップを一斉に作成できないのかとの質疑があり、特別措置法の期間もあるが、できるだけ早い間に作成し、できたところから随時公表してまいりたいと考えているとの答弁があったところです。

また、空家等総合対策事業費について、空家は、ごみ、防災、防犯、景観、獣害と悪い問題ばかりであり、特に危険な空き家への対応は待ったなしであると思うが、どのような対策を考えているのかとの質疑があり、町長が、特定空家に認定すれば、撤去の指導勧告、行政代執行まで可能であり、その認定に対応する体制整備も進めてきたが、個人の権利を制限する内容であるため、危険空家にする前の管理不全空家の除去支援や空家バンク制度等の活用を進めているところであるとの答弁があったところです。

教育委員会関係では、小中一貫教育推進事業費について、コロナ禍によりスケジュールは見直されるが、統合される学校の父兄や地域の方に、今の小学校の児童数や1クラス編成の状況、子どもファーストの思いをしっかりと説明し、施設一体型を進めるべきであると考えているかがかとの質疑があり、子どもたちのことを優先するのは大切であり、その中で学力向上、心身共にバランスの取れた人間形成等がより良い教育制度体制になると考えることから、将来の保護者に対してもしっかりと説明していきたいと考えているとの答弁があったところです。

次に、議案第9号、令和3年度宇治田原町国民健康保険特別会計(事業勘定)予算については、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

主な質疑といたしましては、生活習慣病予防対策事業費について、保健指導フォロー

アップの実績はいかがかとの質疑があり、対象者98名のうち、実施者が63名で、その内訳として、積極的支援が12名、動機付け支援が51名であったとの答弁があったところでは、

また、フォローアップ後の実施状況の管理とはどういったことかとの質疑があり、特定健康診査の検診結果を数値化し、メタボリックシンドローム等の判定を行っており、リスクのある方に対して支援を行い、翌年度に継続支援となった方に対して健康診査の結果を比較し、数値の推移やリスク分析を行うものであるとの答弁があったところでは、

次に、議案第10号、令和3年度宇治田原町後期高齢者医療特別会計予算については、審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

特に質疑はなかったところでは、

次に、議案第11号、令和3年度宇治田原町介護保険特別会計予算については、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

主な質疑といたしましては、介護保険料について、標準で月額100円、年額1,200円の引き下げが予定されており、事業計画を精査され、高齢者負担の軽減に努められた結果だと思いが、介護保険の運営に対する考え方はいかがかとの質疑があり、事業内容の充実を図りながら、基金を活用することにより、高齢者の方の負担軽減を図ることができると考えている。必要な時に必要な介護が受けられるよう、介護保険サービスの充実、運営の適正化に努めるとともに、介護予防事業にも重点的に取り組んでいきたいと考えているとの答弁があったところでは、

次に、議案第12号、令和3年度宇治田原町水道事業会計予算については、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

特に質疑はなかったところでは、

次に、議案第13号、令和3年度宇治田原町下水道事業会計予算については、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

特に質疑はなかったところでは、

次に、議案第15号、宇治田原町敬老祝金支給条例の一部を改正する条例を制定するについては、審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

主な質疑といたしましては、高齢者が楽しみにしている敬老祝金を削減することについて、理解が得られているのかとの質疑があり、町から老人クラブの役員会で丁寧に説明させていただき、概ね理解はいただいていると考えているとの答弁があったところでは、

次に、議案第16号、宇治田原町介護保険条例の一部を改正する条例を制定するについては、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

主な質疑といたしましては、介護保険料が引き下げになるが、必要なサービスが必要な方に供給できているのか。また、低所得者への軽減制度も必要であるとするが、いかがかとの質疑があり、サービスの利用はケアマネジャーが相談を受け計画しており、必要なサービスが受けにくい状況ではないと考えており、社会福祉法人減免、高額時の限度額設定等、所得に応じた軽減は一定制度上、行われていると理解しているとの答弁があったところです。

次に、議案第21号、宇治田原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定するについては、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

特に質疑はなかったところです。

また、現地審査については、3カ所を行ったところです。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（谷口 整） ただいま報告のありました9議案について、一括して委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） 質疑なしと認めます。

日程第21、議案第8号、令和3年度宇治田原町一般会計予算の討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。山本精議員。

○4番（山本 精） ただいま議題となっております議案第8号、令和3年度宇治田原町一般会計予算につきまして、反対の立場から討論を行います。

新年度の予算では、町債の発行が5億5,000万円を超え、地方債残高は約69億円、そのうち交付税措置される臨時財政対策債、約24億円を差し引いた実質残高は45億円に近い金額の見込みとなり、4年前の2017年度末の21億円に比べて2倍を超えています。

また、基金残高は2021年度末で8億3,000万円に、そのうち財政調整基金は僅か1億8,825万円となる見込みとなっています。財政基金に関しては、この間の新庁舎建設事業をはじめとしたハード整備などの積極的投資によるものであり、大きく町債を発行してきたことから、今後ますます公債費が増え、さらに厳しい状況が続きます。

来年度は、特にコロナの影響も含め、業績不振による法人町民税や償却資産に係る固

定資産税の減収が見込まれるなど、歳入面においても不安要素があります。新型コロナウイルス感染症拡大の影響が実体経済に深刻な影を落としており、内需や家計、中小企業への追加支援が求められる状況です。

特に今、感染症拡大の第4波が心配される中で、国に対し、コロナ封じ込めのPCR検査等の抜本的な拡充と暮らしや経営に係る必要な対策を求めるとともに、町としても住民の不安に応えるためのさらなる支援を求めます。

来年度予算では、新市街地都市公園整備事業、山手線整備事業などへの大型予算が計上される一方で、子育て世代の大きな願いである高校生の通学バス代補助や敬老祝金の減額など、子育て世代や高齢者に負担を強いるものとなっています。

来年度の予算編成方針の中で、社会環境の変化等に伴い、必要性や緊急性の低くなった施設、事業を縮小、廃止とありますが、コロナ禍という社会環境の変化で、高校生の通学費補助などはますます必要性も緊急性も高まっているのではないのでしょうか。

10年先、15年先の未来の町の姿を見据えるならば、なおさら財政が厳しいからといって福祉や教育、子育て支援を切り捨てるべきではありません。

小中学校施設一体型については、一般質問での教育委員会の答弁と予算特別委員会での町長答弁に齟齬がありました。議会での答弁の重さをどう考えておられるのか、混迷しているのは町のほうではないのでしょうか。

最後に、町長の政治姿勢についてですが、町長選挙における2,000を超える批判票について一顧だにせず、反対意見や批判の声には耳を貸さない姿勢では、よりよいまちづくりはできません。コロナ禍の今、住民の暮らし、営業は大変厳しさを増しています。こんなときだからこそ、町は住民の皆さんのニーズ、暮らしの願いをしっかりと受け止めて、住民の命と暮らしを守る役割を十分発揮することを求めまして、来年度予算に対しての反対討論といたします。

○議長（谷口 整） 次に、原案に賛成者の発言を許します。藤本英樹議員。

○7番（藤本英樹） ただいま議題となっております議案第8号、令和3年度宇治田原町一般会計予算につきまして、賛成の立場から討論を行います。

我が国の経済情勢は、新型コロナウイルス感染症による未曾有の事態に直面し、昨年4月には全国一斉緊急事態宣言、今年に入って首都圏1都3県及び近畿2府1県に再び緊急事態宣言が発令されました。3月に入り、ワクチン接種が医療関係者から始まりましたが、全国民が接種を受けるまでには、まだまだ時間が必要とされます。

政府は、定額給付金、持続化給付金をはじめとして、各種様々な給付支援や補助支援

対策で対応をいただいておりますが、先行きが見通せません。

先の町長選挙において、西谷町長は昨年12月に発覚いたしました町幹部職員の官製談合、加重収賄事件の対応に追われ、十分な選挙準備もできない中、相手候補との一騎打ちを制し、3期目の当選を見事に果たされました。これもひとえに、西谷町長が「みんなが力を合わせれば何事もなし得る」という百万一心という気概のもと、町内外の誰もから「好きやねん うじたわら」と言っていただけのまちづくりの推進に全力を尽くされてきた2期8年の実績が、住民の皆様に信任された証であると考えております。

西谷町政3期目のスタートとなる令和3年度当初予算においては、歳入では、新型コロナウイルス感染症の影響により、町税等の一般財源の減収が見込まれ、歳出は、社会保障費や公債費等の義務的経費が増加するものと推測され、また、財政調整基金などの基金が減少し、本町財政は中長期的に厳しい状況が続くことが予測されます。

令和3年度は、第5次まちづくり総合計画及び第2期地域創生総合戦略に基づき、宇治田原山手線及び関連する幹線道路の整備など、まちづくりの根幹となす重点事業を起点とし、企業誘致や人口減少対策、定住化の実現及び新型コロナウイルスへの対策など、新たなまちの課題に対応するため「未来へR e スタート持続可能なまちづくり予算」と題して、住民生活の安全安心、経済活動の回復に向けた予算を計上されました。

特に、町長が公約に、道路ネットワーク、宇治田原山手線の整備、コロナ対策、スピード感あふれる経済支援と感染症防止支援、信頼回復、職員のモラル向上とコンプライアンス遵守の徹底、行財政改革、未来を見据えた持続可能な行財政基盤の構築の4本柱を最重要取り組みとして掲げられ、力強い決意も述べられたところでございます。

さらに、「健やかに安心して暮らせるまち」、「便利で快適に過ごせるまち」、「活気にあふれる交流のまち」、「子育てと学びを応援するまち」、「効果的な行財政運営」を第5次まちづくり総合計画推進のための重要施策に掲げられ、「未来へR e スタート持続可能なまちづくり」を具現化するための予算を計上されましたことは大いに評価いたします。

本町は、昨年度に新庁舎が完成し、令和5年度には新名神高速道路も開通いたします。また、住民の悲願である宇治田原山手線も、実現に向け、一步一步前進しております。このインパクトを十分に生かしてまちづくりを推進していくことで、これからの20年、30年先の未来に夢と希望が持てるものになると確信しております。

私自身も、微力ではございますが、まちづくりを支える一員といたしまして、西谷町長とともに、しっかりと力を尽くしていきたいと考えております。

以上、令和3年度宇治田原町一般会計予算につきまして、賛成の立場から討論を申し上げます。議員諸侯のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷口 整） ほかに討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） これにて討論を終わります。

これより、議案第8号の採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第8号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成または反対ボタンを押してください。

押し忘れございませんか。

押し忘れなしと認め、確定をいたします。

賛成多数であります。よって、議案第8号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第22、議案第9号、令和3年度宇治田原町国民健康保険特別会計(事業勘定)予算の討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） 討論なしと認めます。

これより、議案第9号の採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第9号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成または反対ボタンを押してください。

押し忘れございませんか。

押し忘れなしと認め、確定をいたします。

賛成全員であります。よって、議案第9号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第23、議案第10号、令和3年度宇治田原町後期高齢者医療特別会計予算の討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。今西利行議員。

○11番（今西利行） ただいま議題となっております議案第10号、令和3年度宇治田原町後期高齢者医療特別会計予算について、反対の立場から討論を行います。

75歳以上の高齢者を国保や健保などと別建てにしている後期高齢者医療制度は、医療費の増加が保険料に直接跳ね返る仕組みとなっていることから、高齢者が増加し、医療の高度化も相まって、今後も医療費は上がり、それに伴って保険料が上がることは避

けられません。

高齢者の所得の約8割は年金だと言われています。その年金の実質支給額は、この7年間で6.4%も減っています。今後75歳以上の医療費の窓口負担を1割から2割にするということも予定されています。コロナ禍の受診抑制も重なって重症化を招き、後期高齢者医療特別会計を圧迫することにつながるのではないのでしょうか。

高齢者が安心して医療を受け、健康な生活を送ることができなくなるような後期高齢者医療制度に反対の立場から、本予算についても反対といたします。

○議長（谷口 整） ほかに討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） これにて討論を終わります。

これより、議案第10号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第10号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成または反対ボタンを押してください。

押し忘れなしと認め、確定をいたします。

賛成多数であります。よって、議案第10号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第24、議案第11号、令和3年度宇治田原町介護保険特別会計予算の討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） 討論なしと認めます。

これより、議案第11号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第11号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成または反対ボタンを押してください。

押し忘れございませんか。

押し忘れなしと認め、確定をいたします。

賛成全員であります。よって、議案第11号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第25、議案第12号、令和3年度宇治田原町水道事業会計予算の討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） 討論なしと認めます。

これより、議案第12号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第12号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成または反対ボタンを押し
てください。

押し忘れなしと認め、確定をいたします。

賛成全員であります。よって、議案第12号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第26、議案第13号、令和3年度宇治田原町下水道事業会計予算の討論
を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口 整) 討論なしと認めます。

これより、議案第13号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第13号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成または反対ボタンを押し
てください。

押し忘れございませんか。

押し忘れなしと認め、確定をいたします。

賛成全員であります。よって、議案第13号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第27、議案第15号、宇治田原町敬老祝金支給条例の一部を改正する条例を制
定するについての討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。今西利行議員。

○11番(今西利行) ただいま議題となっております議案第15号、宇治田原町敬老祝
金支給条例の一部を改正する条例を制定するについて、反対の立場から討論を行います。

喜寿、米寿、白寿を迎えられた高齢者への祝金を削減するものですが、財政難とい
いながら道路事業や公園整備に何億円という予算をつぎ込む一方で、高齢者が楽しみに
している敬老祝金の削減について、納得は得られるとは思えません。持続可能とか町の
財政が立ち行かなくなると言われますが、今回の条例改正で一体どれだけの減額が
できるのか、今年度の予算が263万円、来年度が109万5,000円ですので、たった
150万円強です。

コロナ禍の中、去年は敬老会も開催されず、各地のふれあいサロンなども中止が相
次ぐ中で、我慢を強いられている高齢者に対して、あまりにも冷たい改定です。

以上のことから反対といたします。

○議長（谷口 整） 次に、原案に賛成者の発言を許します。山内実貴子議員。

○5番（山内実貴子） ただいま議題となっております議案第15号、宇治田原町敬老祝金支給条例の一部を改正する条例を制定するについて、賛成の立場で討論を行います。

今回の改正は、節目年齢で支給していた敬老祝金の金額について、近隣市町を参考に見直しし減額するもので、ご高齢の皆様には、私としても心苦しい思いではあります。しかしながら、財政状況が厳しい中、敬老祝金自体を廃止する自治体もあり、本町では精査していく中、廃止ではなく、これからも継続していけるよう減額を行うもので、一定ご理解をいただきたいと思えます。

今後も厳しい財政状況は続くと思えますが、町当局におかれましては、引き続き持続可能な行財政運営に努めていただくとともに、これからも敬老祝金の支給については、継続して取り組んでいただきますようにと申し添え、賛成討論といたします。

○議長（谷口 整） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） これにて討論を終わります。

これより、議案第15号の採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第15号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成または反対ボタンを押してください。

押し忘れございませんか。

押し忘れなしと認め、確定をいたします。

賛成多数であります。よって、議案第15号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第28、議案第16号、宇治田原町介護保険条例の一部を改正する条例を制定するについての討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） 討論なしと認めます。

これより、議案第16号の採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第16号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成または反対ボタンを押してください。

押し忘れございませんか。

押し忘れなしと認め、確定をいたします。

賛成全員であります。よって、議案第16号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第29、議案第21号、宇治田原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定するについての討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口 整) 討論なしと認めます。

これより、議案第21号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第21号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成または反対ボタンを押してください。

押し忘れございませんか。

押し忘れなしと認め、確定をいたします。

賛成全員であります。よって、議案第21号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎発委第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(谷口 整) 日程第30、発委第1号、宇治田原町議会会議規則の一部を改正する規則を制定するについてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。議会運営委員会、馬場哉委員長。

○議会運営委員会委員長(馬場 哉) 発委第1号、宇治田原町議会会議規則の一部を改正する規則を制定するについて、宇治田原町議会会議規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定をいたします。

提案理由につきましては、男女の議員が活動しやすい環境整備の一環として、育児、介護など議会への欠席事由を整備するとともに、出産に係る産前産後の欠席期間を規定するものであります。

また、請願者の利便上の向上を図るため、請願者に一律に求めている押印の義務付けを見直し、署名または記名押印に改めるものでございます。

以上、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長(谷口 整) 説明が終わりましたので、発委第1号に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口 整) 質疑なしと認めます。

本案に対する討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口 整) 討論なしと認めます。

これより、本案の採決をいたしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口 整) 異議なしと認めます。

これより発委第1号の採決をいたします。

原案について、賛成または反対ボタンを押してください。

押し忘れございませんか。

押し忘れなしと認め、確定をいたします。

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会中の継続調査の申し出について

○議長(谷口 整) 日程第31、閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

各委員長より会議規則第75条の規定により、お手元に配付をいたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。本件は、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口 整) 異議なしと認めます。よって、本案は各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定をいたしました。

お諮りいたします。以上で、今期定例会に付議されました事件は全て終了いたしました。これをもって閉会をいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口 整) 異議なしと認めます。よって、これをもちまして令和3年第1回宇治田原町議会定例会を閉会いたします。

閉 会 午前11時51分

○議長(谷口 整) ここで町長より発言を求められておりますので、これを許します。西谷町長。

○町長(西谷信夫) それでは、定例会の閉会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。

3月4日に開会されました令和3年第1回定例会が本日をもって閉会となりますが、議員各位におかれましては、年度末の大変お忙しい中、連日にわたりまして大変ご苦労

さまでございました。

令和2年度一般会計補正予算をはじめ、令和3年度一般会計予算、特別会計予算、条例案件など、多数の重要案件につきましてご審議をいただき、33議案につきまして全て原案どおりご可決、ご同意を賜りましたことに心から厚くお礼を申し上げます。

会期中におきます一般質問や予算特別委員会、また、各委員会で賜りましたご意見やご要望につきましては、各所属において再度確認の上、可能な限り町政に反映してまいりたいと考えておりますので、ご理解、ご協力を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

また、各委員会でご苦勞賜りました委員長様、副委員長様には、心からお礼を申し上げたいと思います。

さて、府内全域に発令されておりました新型コロナウイルス特別措置法に基づく緊急事態宣言は、2月末で解除されたものの、新たに変異ウイルスの広がりが見られるなど、感染拡大の脅威が去ったわけではなく、リバウンドの傾向が鮮明で、第4波への懸念が高まっておるところでございます。年度替わりは、人が集い、移動する機会が増え、感染の再拡大を招くおそれもあることから、引き続き感染予防対策を徹底する必要があると考えておるところでございます。

本町といたしましては、今後も住民の皆様様の命と健康、また暮らしの安心・安全を守るため、ワクチン接種をはじめとした感染防止に向けた環境整備や厳しい財政状況にある住民の皆様に対する経済支援、地域経済の活性化に全力で取り組んでまいりたいと考えておりますので、議員各位におかれましては、引き続きご理解、また、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

また、本日ご可決いただきました令和3年度当初予算は、「未来へのR e スタート予算持続可能なまちづくり予算」と題し、第5次まちづくり総合計画の後期計画の推進、町政への信頼回復に努めるとともに、ウィズコロナ、ポストコロナの新時代を住民の皆様とともに乗り越えるため、改めてスタートを切り、持続可能なまちづくりを図る大重要な予算となっております。どうか議員各位をはじめ、住民の皆様方の一層のお力添えを本町のまちづくりの推進にお寄せいただきますようお願いを申し上げます。

今後も、厳しい財政状況の中、住民サービスの向上と福祉の増進のために、私を先頭に全職員一丸となり、第6次行政改革大綱に基づく行財政改革を推進するとともに、百万一心の気持ちで、本町の目指す将来像「人がつながる 未来につながる お茶のふるさと 宇治田原」の実現のために取り組んでまいりたいと考えております。どうか議員

各位の一層のご理解、ご指導を賜りますことを心からお願いを申し上げます。

さて、今年は気温が平年よりも高い日が多かったため、本町をはじめ全国的に大幅に桜の開花が早まっています。議員各位におかれましては、季節の変わり目、どうか健康にはくれぐれもご留意をいただきまして、ふるさと宇治田原の発展のために、一層のご理解、ご尽力を賜りますようお願いを申し上げますとともに、ますますのご活躍をご期待申し上げます、閉会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

皆さん、どうもご苦労さまでございました。ありがとうございました。

○議長（谷口 整） 私からも、閉会にあたりまして一言申し上げておきたいと思います。

今定例会、予算特別委員会においては、朝令暮改とも取れかねない答弁内容や事実確認不十分な言動で、委員会運営に支障が生じ、議員の猛省を求める決議が可決されたことは、誠に遺憾であります。また、本日の本会議運営に支障が生じた山本議員の言動についても、今後このようなことのないように十分留意されますことを強く求めておきます。

また、今後、町当局にあっては、答弁調整のさらなる慎重整理、議員各位にあっては、引き続き、質問の在り方、言動等、責任と自覚のもと、議会活動、委員会活動にご精進いただくことをここに願い、閉会の挨拶とさせていただきます。

ご苦労さまでした。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 谷 口 整

署 名 議 員 宇 佐 美 ま り

署 名 議 員 馬 場 哉